

# 児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査結果報告

制度検討委員会委員長 吉田恒雄

2006年度、制度検討委員会は、関西地区の委員を中心に、性的虐待事例への対応課題に関する調査を実施した。

虐待されている子どもやその家族の援助に関しては、未ださまざまな課題があり、児童相談所や児童養護施設などの現場で、とりわけ性的虐待の被害児の救済や援助において困難が山積し、職員がご苦労されている現実が多々見られる。そこで、今回、児童相談所の実務現場の視点でその

課題をより具体的に把握することを目的として、児童相談所における性的虐待への対応課題に関するアンケート調査を実施することとした。

全国の児童相談所187カ所に調査を行い、152カ所（回収率81.3%）から回答を得た。回答は、(2)～(7)のそれぞれの質問項目につき、とくに必要なものを3つあげてもらった。

## 1. 平成15年度から17年度に扱った性的虐待

平成15年度から17年度に性的虐待を扱ったことがある児童相談所は、147カ所（96.7%）であった。

＜表1＞全相談受付件数、虐待件数、性的虐待件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
全相談受付件数	243,506	247,389	250,488	741,383
虐待件数	20,953	26,772	26,696	74,421
うち、性的虐待件数	671	835	821	2,327
全虐待に対する性的虐待割合	3.2%	3.1%	3.1%	3.1%

## 2. 性的虐待事例に関する対応上の課題

もっとも多いものは「裏付ける証拠確認や判断」94カ所（61.8%）であり、ついで「子どもへの事実確認面接」、「加害者や家族との面接」がいずれも半数を超えており、他の課題が2割以下であるのに対し目立って課題とされていた。問題の微妙さや疑念の確認の仕方、ときにはゆらぐ子どもの供述や否定に徹する加害者などを前にして、はっきりとした証拠の確保の仕方に児童相談所が窮している実情が反映されている。

1割台半ばから2割強には、「保護者の抵抗や攻撃」、「引き取りや帰宅を巡る調整」、「子どもの保護の実施」など、子どもの直接処遇に関わる項目が比較的多く課題としてあがっており、処遇に関わっても苦労が多い実務の項状

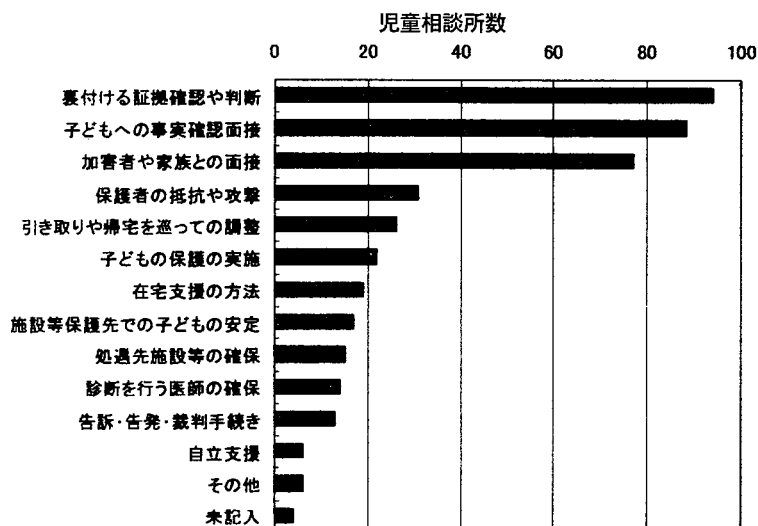
が反映されている。

次のグループは1割前後で、「在宅支援の方法」「施設等保護先での子どもの安定」「処遇先施設等の確保」があげられている。これらは、いずれもケアの方法に関わる問題であり、在宅、施設のどちらにおいても援助が難しいこと、年長児などにおいて受け入れの施設そのものがなかったり、確保しにくいという現状を物語る結果になっている。

そのほか、「告訴・告発・裁判手続き」に関しても課題を感じたとする児童相談所が13カ所あった。

自由記述としては、性虐待発覚後の加害者以外の親や、被虐待者である子どもと家族の関係調整に苦慮するという回答も多く、今後それらを視野にいったケアの対策も検討課題となろう。

＜図1＞性的虐待対応についての課題



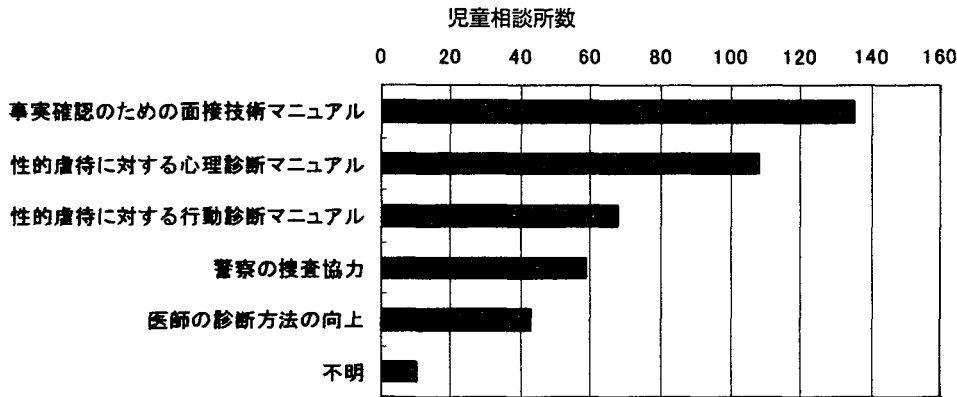
3. 事実確認や診断など初期対応に必要な対応策

「事実確認のための面接技術マニュアル」が135カ所（88.8%）と最も多く、「性的虐待に対する心理診断マニュアル」も108カ所（71.1%）と他の項目を大きく引き離して多かった。2. の対応上の課題とも関連するが、子どもに配慮した事実確認の具体的な面接技術や性的虐待を対象とする心理診断の手引きを、実務現場が強く求めていること

が理解できる。

4分の1以上の児童相談所が対応策として指摘したのは、「性的虐待に対する行動診断マニュアル」、「警察の捜査協力」、「医師の診断方法の向上」である。一時保護所で行う行動観察・診断における手引き、単なる刑事的対処ではない保護者に対する警察の捜査協力、医師による診断の裏付けなどを求める声も強い。

〈図2〉 性的虐待の初期対応に必要な対策

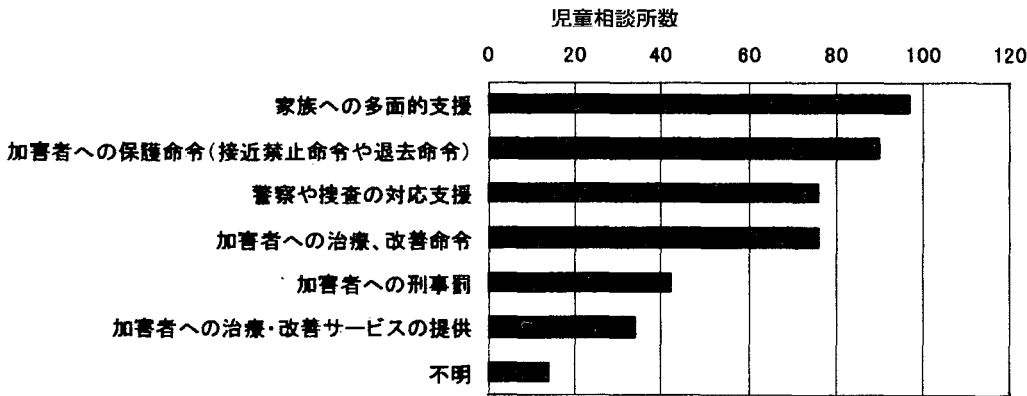


4. 加害者や家族に対して必要な対応策

もっとも多いものは「家族への多面的支援」97カ所（63.8%）であり、ついで「加害者への保護命令（接近禁止命令や退去命令など）」、「警察の捜査や対応支援」、「加害者への治療・改善命令」が多く、いずれも5割を超えている。

性的虐待家族の背景にある複合的問題に対する多面的支援の必要性を認識しながらも、行政機関による福祉的アプローチだけでは限界があり効果が上がらない現状を反映して、加害者に対して裁判所や警察が果たすより積極的な福祉的・改善指導的役割を期待する声大きい。

〈図3〉 虐待者や家族への対応策



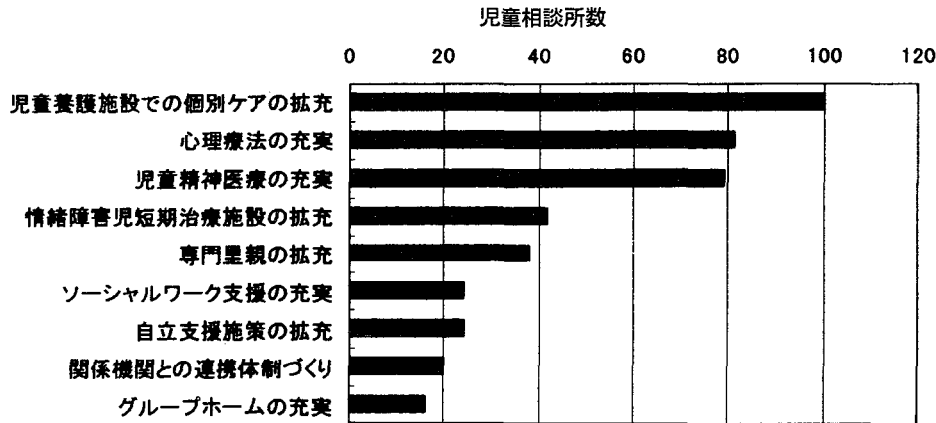
5. 子どもの安定処遇に必要な対応策

もっとも多いのは、「児童養護施設での個別ケアの拡充」の100カ所（65.8%）で、ついで「心理療法の充実」、「児童精神医療の充実」が5割を超えて多かった。性的虐待被害児の保護先での不安定要素を解消するために、最も重要と考えられているのは施設での個別ケアの拡充であるが、その個別ケアを支えるために心理療法の充実や児童精神医

療の充実が重要な要素として認識されている。

2割台後半には、「情緒障害児短期治療施設の拡充」、「専門里親の拡充」が並び、1割台には、「ソーシャルワーク支援の充実」、「自立支援策の拡充」、「関係機関との連携体制づくり」、「グループホームの充実」など、幅広い対応策に目が向く結果になっている。

〈図4〉子どもの安定処遇に必要な対策



6. 加害者の告訴や刑事的対応に必要な対応策

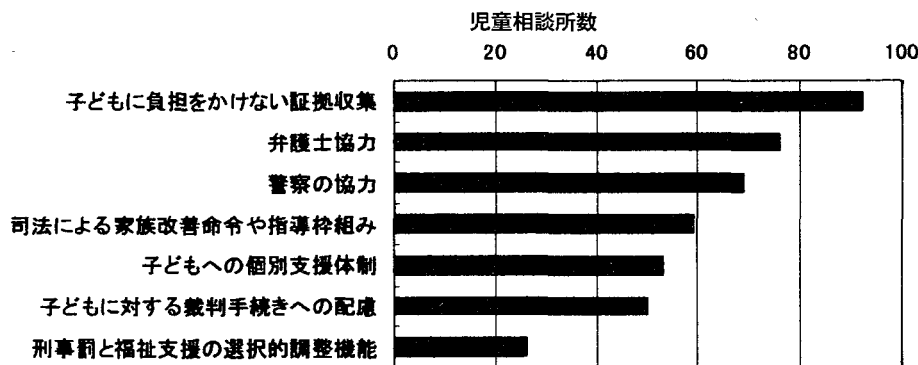
もっとも多いのは、「子どもに負担をかけない証拠収集」で92カ所（60.5%）であった。現状では、証拠収集や告訴において、被害者である子どもに相当負担がかかる状態になっていることが危惧される。

ついで「弁護士との協力」、「警察との協力」が5割前後で多く、加害者の告訴や刑事的手続きにおいては、司法関係の専門家としての弁護士や警察との協力なしでは対応が困難であると感じている実情が示唆される。

3割には、「司法による家族改善の命令や指導枠組み」、「子どもへの個別支援体制」、「子どもに対する裁判手続きへの配慮」があげられている。家族の改善指導が大きな実務課題として認識されていると共に、現状では十分な支援策が制度化されていない裁判プロセスにおける子どもの個別的支援や配慮の仕組みが必要との認識が明確に示されている。

「刑事罰と福祉支援の選択的調整機能」については、2割に満たなかった。

〈図5〉加害者の告訴や刑事的対応に必要な対策



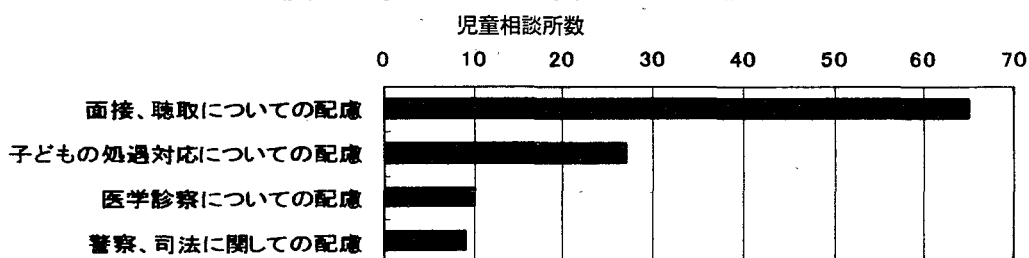
7. 性的虐待事例への対応について特に配慮・工夫していること

記述は100カ所の児童相談所から111項目あり、「子どもの面接や事情聴取における配慮」が65カ所（65.0%）と他に抜き目出で多かった。具体的な内容の代表的なものは、「警察の事情聴取時に児童相談所の職員が立ち会う」、「担当職員は女性を配置などの配慮」である。つぎに「子どもの処遇対応についての配慮」があげられ、さらには「医学

診断についての配慮」「警察、司法に関しての配慮」が続いていた。

自由記述では、面接や事情聴取に対して、例えば女性職員が担当する、警察の事情聴取に対して児童相談所職員が立ち会うなどの配慮である。他にも、子どもの処遇について、医学診察について、警察・司法の関与に関わって、可能な範囲での配慮を施す工夫が各所の実務レベルでなされているところも多い。

〈図6〉対応で配慮・工夫していること



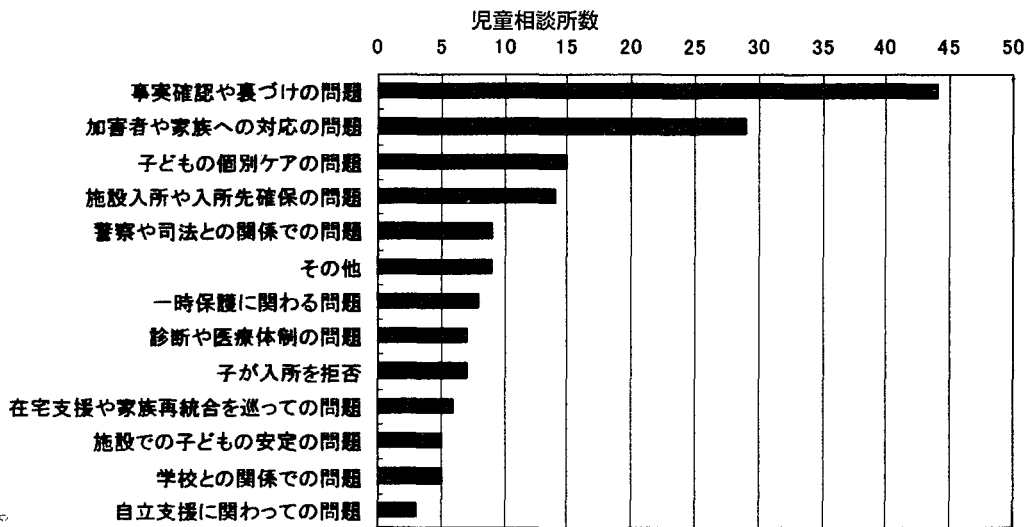
8. 性的虐待事例の特に困った課題

118カ所の児童相談所から161項目の回答があり、最も多かったのは、「事実確認や裏付けの問題」44カ所（37.3%）で、他の回答項目を大きく引き離していた。次は「加害者や家族への対応の問題」29カ所（24.6%）で、対処や改善に向けた実際的な関わり、援助などが困難である実情を反映している。さらには「子どもの個別ケアの問題」、「施設や入所先確保の問題」が続き、子どもの処遇においても苦慮している現状が伺える。その他にも、「警察や司法との関係での問題」、「診断や医療体制の問題」、「子どもが施設

入所を拒否」、「在宅支援や家族再統合を巡っての問題」など幅広い課題が数多く挙げられており、児童相談所の実務現場で多くの困難に遭遇している実態が明らかである。

自由記述回答で、最も多く記述されているのは、「事実確認や裏付けの問題」である。そして、第2位に「加害者や家族への対応の問題」が具体的に列挙されている。さらには「子どもの個別ケアの問題」「施設入所や入所先確保の問題」という、いわゆる子どもの処遇に関わる問題が3位、4位にあがっている。次いで「警察や司法との関係での問題」までが、二桁の数の記述として記載されている。

〈図7〉 性的虐待事例の特に困った課題



9. 性的虐待事例支援のための制度改善に向けて

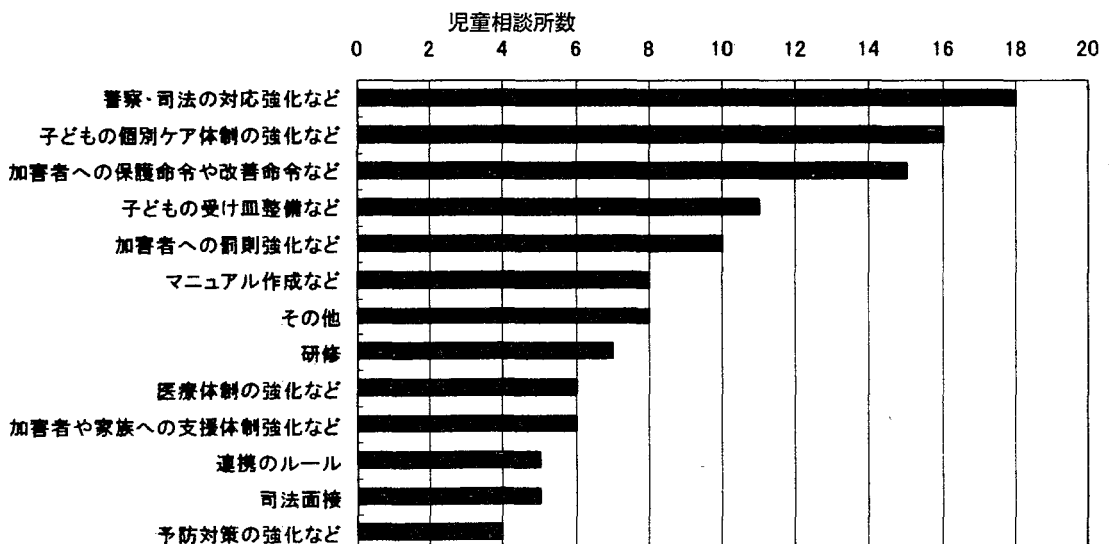
86カ所の児童相談所から119項目の回答があり、もっとも多かったのは、「警察・司法の対応強化など」の18カ所（20.9%）であった。これは、問題の性質上児童相談所という福祉の行政機関だけでは十分な対処ができないという声の表れであり、より警察や司法との連携による対策が整備される必要性を強く提起する形になっている。

つぎに多いのは、「子どもの個別ケア体制の強化など」16カ所（18.6%）「加害者への保護命令や改善命令など」

15カ所（17.4%）、であり、前者は加害者の行動抑制や家族の改善が至難である現状を反映し裁判所がより積極的な役割を担って欲しいとの思いの表れであり、後者は不安定な被害者の日常生活を支えるためには個別的ケアの強化が不可欠であるとの認識の表れである。

さらには「子どもの受け皿整備など」「加害者への罰則強化など」「マニュアル作成など」と続いており、すぐには改善が困難と思われる課題も含め多様な内容が盛り込まれている。

〈図8〉 性的虐待事例支援のための制度改善



## 制度検討委員会としての意見及び提言

- 1 児童相談所における性的虐待事例の対応において、現在最も困難な課題として受けとめられているのは、事実確認やその裏付けの問題である。
- 2 事実確認や診断などにおいて、最も必要と考えられている対応策は「事実確認のための面接技術マニュアル」と「性的虐待に対する心理診断マニュアル」であり、早急に手引きとして普及を図ることが大切である。
- 3 加害者の告発や刑事的対応においては、「子どもに負担をかけない証拠収集」を具体化させることが最も大切であるが、弁護士の協力や警察の協力をより充実させることが必要である。また、「子どもへの個別の支援体制」「子どもに対する裁判手続きへの配慮」を制度的に充実させることも重要である。
- 4 次の子どもの保護や処遇に関わって、保護者の抵抗や攻撃、引き取りや帰宅を巡る調整、子どもの保護の実施などにおいて多くの課題が生じている。
- 5 加害者や家族の対応においては、「家族への多面的支援」が最も必要であるが、その具体化のためには「加害者への保護命令（接近禁止命令や退去命令など）」「警察の捜

査や対応支援」「加害者への治療・改善命令」などが必要と考えられている。これらの課題はすぐには実現が難しいと思われるが、厚生労働省、法務省、裁判所、警察庁など、省庁を超える形で合同の研究会を持つ必要がある。

- 6 子どもの安定処遇のためには「児童養護施設での個別ケアの拡充」を図ることが最も重要であるが、それを支えるためにも「心理療法の充実」「児童精神医療の充実」が必要である。
- 7 各児童相談所において、個別になされている対応への配慮や工夫は、より一般化させ共有のノウハウとして活用すべきである。
- 8 上記の他にも、制度改善の要望として、「子どもの受け皿の整備」「研修の充実」「医療体制の強化」「機関連携のルール化」「司法面接の技術習得」「予防体制の強化」など幅広い内容があがっており、性的虐待を巡るより総合的で効果的な対策を充実させていくことが強く求められる。

（調査報告書を希望される会員は、事務局までその旨お伝えください。）

## かながわ発、子どもの避難場所を確保する試み

### ～子どものためのシェルター開所準備の報告～

子どものためのシェルターは東京で「カリヨン子どもセンター」が全国初として開所しました。そして、現在、愛知で「子どもセンターパオ」が開所をめざして準備中であり、神奈川でも、全国で3番目になる子どものためのシェルターをこの4月に開所する予定で準備をしています。

神奈川県の子どものためのシェルターは、「子どもセンターてんぼ」という名前です。

子どもセンターてんぼは、弁護士が中心となって、福祉関係者、学識経験者、子どものために活動するNPO法人の関係者など、子どもの避難場所をつくる必要を感じている大人が集まって、勉強会を開催するなど準備を進めてきました。そして、昨年11月、シェルターを運営する主体となるNPO法人子どもセンターてんぼの設立総会を開催し、この1月、認証を受けました。

そもそも、私たちが子どものためのシェルターを欲しい

と思うようになった発端は、10代後半の子どもたち、その中でも、特に、児童福祉法が原則として保護の対象としている18歳未満と成年となる20歳との狭間にいる18歳から20歳になるまでの子どもたちが、保護者の不適切な養育から避難する場所が、十分でないことにありました。一方、この年齢の子どもたちは、子ども自身が、自分の生活を設計する意思、力をもっており、子ども自身が自分の力を活かせるよう少しの手を貸すことで、新しい生活を始めることができる可能性もっています。

もちろん、児童相談所を中心に、児童福祉施設などが、子どもたちに避難場所を提供し、子どもの自立への援助を担っていますが、先ほど述べたように、法の狭間にいる子どもや、児童福祉法の保護の対象となる年齢でも、公的な援助になじまず、自由度の高い民間による援助が適する子どものために適当な避難場所を見つけるのはなかなか困難